

【遺言執行報酬規定 A(不動産あり)】

下記の一覧表をもとに、執行対象財産額に下記の率を乗じた額の合計額が、遺言執行報酬となります。



執行対象財産の価額	報酬 (税別)	
	相続税申告なし	相続税申告あり
3000万円未満の部分	400,000円	500,000円
3000万円超 5000万円以下の部分	0.50%	0.80%
5000万円超 1億円以下の部分	0.40%	0.60%
1億円超 3億円以下の部分	0.30%	0.40%
3億円超 5億円以下の部分	0.20%	0.30%
5億円超の部分	0.10%	0.20%

(注1) 執行対象財産の価額は相続開始時の価額となります。

(注2) 上記報酬には下記の費用は含まれておりません。

税理士報酬、弁護士報酬、戸籍証明書等の取得費用・郵送費等の実費

(注3) 手続き対象となる金融機関（証券会社を含む）の数が5行を超える場合には、1行あたり30,000円（税別）の報酬がかかります。

(注4) 執行対象の財産に現金及び非上場株式は含まれません。

<費用例>

財産が5,000万円で申告なしの場合

→ 遺言執行報酬：500,000円

・3000万円以下の部分：400,000円

・5000万円以下の部分：100,000円

財産が1億2,000万円で相続税申告ありの場合

→ 遺言執行報酬：1,040,000円

・3000万円以下の部分：500,000円

・5000万円以下の部分：160,000円

・1億円以下の部分：300,000円

・3億円以下の部分：80,000円